

る。ある場所では紫色の地下水が出て、ある所では、地下水は飲料水には適しませんと説明して埋め立て始めた。全ての埋め立て地の水質調査を実施し、公表してもらいたい。掘つてまで砂、砂利の採掘はやめるべき。

↓砂や砂利の採取については、砂利採取法により静岡県が許可を出します。市は県の基準に則り、土地利用委員会などで事業者へ意見を伝え、基準を順守するよう努めています。また、産業廃棄物を埋め立てるには、同様に「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」により静岡県の許可が必要となります。最終処分場に係る技術上の基準により水質調査も実施することとなっていますので、市が水質調査を行う予定はありません。

―環境課へ「不法投棄撲滅」の要望書を提出した。全住民が意識を共有して、心無い人のポイ捨てや不法投棄が無くなることを心から望む。御前崎港のあちらこちらに釣り人が来ているが、他所から来た釣り人が出すぎの適切な処理方法をリサイクルを含めて決めておけばどうか。

↓現在、市では不法投棄パトロール、不法投棄防止看板の貸し出し、不法投棄防止ネットの支給、監視カメラ貸し出しを実施し、抑制に努めています。班回覧などを利用し不法投棄防止について周知もしています。

▼危機管理

―災害時の市民の困りごとに対し、市内の企業で相互扶助する地域のBCP(事業継続計画)を作成したかどうか。平時時は、教育機関への支援や地域内での合同事業を通じて、お互いの顔、人柄を確認して「絆」を創っていく体制を構築すればどうか。

↓市は、BCPにより非常時優先業務を選定し、災害時でも市民の皆さまの支援ができるよう計画しています。また、各分野の企業と災害時協定を締結しており、相互に連携を図り防災に努めております。

―各自主防災会施設を一次避難所として使用する場合の「開設・運営に伴う取り決め」を明確にし、「共助」で対応すれば具体的な災害時対策となる。今のままでは美災害時に何も対応ができない恐れが強い。文書で取り決めをしておけばどうか。

↓一次避難所は、各地区が決定し、美災害時には各自主防災会の判断のもと開設されます。

台風などの災害時は、警報が出る前に各地区に依頼し避難所を開設していただいています。また、市の広域避難所が開設される前に事前避難したいという連絡があった際も、協力を依頼しています。今後も、よりよい運営を行えるよう防災訓練などを通じて、各自主防災会との連携強化を図ってまいります。

―海岸に近い農地は津波対策、防風対策として樹木を植え、元の原野に戻してはどうか。

↓農地法第2条の2で「農地について所有者などは農業上の適正かつ効率的な利用を確保しなければならぬ」と規定されています。農地については農林水産課へご相談ください。

―地震発生時、津波は原子力発電所の防潮堤にぶつかり東西に分かれる。それが新野川にめがけてくる津波に乗せられる。津波の道ができ、想定津波高より高くなると予想される。大槌町では、被害にあった地域は無理に住宅地とせず緑地帯とし、被害にあった地域の最終地には堤防を作り今後には備えると言っていた。

津波を迎え入れる考えだと思う。市もこの考えに立ち防災をデザインすればいいと思う。津波を迎え入れてどうするかが大事である。パイパス沿いへ防潮堤を作ることを提案する。

↓市では、阪神淡路大震災や東日本大震災、熊本地震などの大災害の教訓をもとに、毎年、防災計画を見直しています。今後もさまざまな状況を想定し、市ができることや県や国と協力してできることを協議し、市民の皆さまが安心して暮らせるまちづくりを推進していきます。災害時は、一人一人が防災意識を持って行動することが大切です。今後も市民の皆さまの防災意識の高揚を図ってまいります。

―大規模な台風が襲来した際、市では強風被害が深刻となる。県は7月に廃棄物処理計画を改定し、市町に処理計画を見直すよう求めていると聞いた。御前崎市の廃棄物集積所の選定などを確認したい。

↓現在、災害廃棄物処理計画を見直しています。その計画の中で仮置場(廃棄物集積所)の候補地を9カ所選定しており、災害の状況により選定された候補地の中から仮置場を設置することになっています。しかし、必要な面積の仮置場の確保ができていないため、引き続き、仮置場の現地調査・選定を実施したいと考えています。

―西埠頭は1本の橋でつながっているだけ。地震で橋が壊れれば津波から逃げる場所がない。数百人の避難場所(命山)の整備を提案する。

↓御前崎港では大規模地震、津波が発生した場合、港の利用者が避難するための計画を定めており、西埠頭にも津波救命艇を設置するなど、避難できる態勢を整えております。西埠頭に渡る橋は、地震に強い構造となつているため、渡れなくなる可能性は低いものと考えております。

―近年の台風や大雨の際、耕作農地に雨水が流れ込むことがある。今年も対応を余儀なくされた。水草や木の枝の撤去に要した機械代や費用弁償を建設課に相談したが、町内会で